

## 訴状の受領について

東海ゴム工業株式会社（本社：愛知県小牧市、代表取締役社長：西村義明）は、マツダ株式会社（本社：広島県安芸郡府中町、代表取締役社長兼 CEO：小飼雅道）より広島地方裁判所に訴訟を提起され、本日、訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。

訴状によりますと、マツダ社は、パワーステアリング装置向けの当社部品の不具合が原因で、乗用車3車種について市場改善措置を実施した件につき、不具合の原因が当社にあるとして、訴額156億8847万2907円の損害賠償を求めてきております。

マツダ社は、今回の訴訟に先立ち、損害賠償の支払い協議に応じることを当社に求めて2012年2月に広島簡易裁判所に調停の申立てを行い、以来2年数カ月間にわたって、当社は調停の場において不具合の原因究明に取り組んでまいりましたが、不具合の発生原因に関するマツダ社の説明は、論理的にも十分なものではありませんでした。2014年5月に、双方当事者の合意成立の見込みがないとして調停不成立となりましたが、当社といたしましては、調停の場で、不具合の発生原因が当社にはないことの十分な理由と裏付けを提示できたものと考えております。当社は、訴訟におきましても、不具合の原因が当社にないとする立場を主張してまいります。

なお、当社とマツダ社との間におきましては、今回の訴訟が、相互に重要な取引先としての関係に影響を与えるものではないことを確認しております。

以 上